

後期高齢者医療制度の加入者の皆さんへ

平成24年度および25年度の保険料率が決定しました

保険料は2年に一度改定されます。



平成23年中の所得に基づき、平成24年度分の後期高齢者医療保険料額が決定します。被保険者(加入者)の皆さんには、7月中旬に送付予定の決定通知書でお知らせします。

〒 役場住民課 保険係
☎ 22-7761
〒 後期高齢者医療お問い合わせセンター
☎ 092651-3111

○ 保険料率の改定

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年に1度改定されます。今回の改定の結果、平成24年度および25年度の所得割率と均等割額は下表のとおりとなります。

● 保険料の軽減措置は継続

所得の低い人や被用者保険(サラリーマンの人などの保険)の扶養になっていた人の保険料は、平成24年度も軽減されます。

● 保険料の減免制度

災害や所得の減少などの事情により、保険料の納付が困難になった人への保険料の減免制度があります。詳しくはお問い合わせください。

◀ 所得割率・均等割額・賦課限度額 ▶

	平成22・23年度	平成24・25年度	増減
所得割率	9.87%	10.88%	1.01%増
均等割額	52,213円	55,045円	2,832円増
賦課限度額	50万円	55万円	5万円増

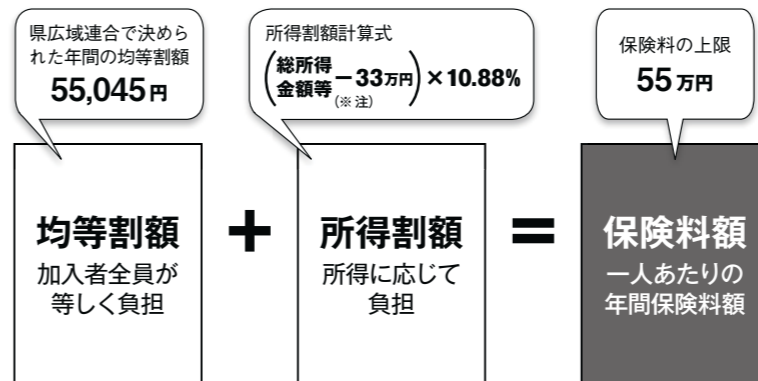
○ 保険料額の算出方法

保険料は被保険者ごとに計算されます。被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の総所得金額等※注にに応じて負担する「所得割額」との合計額が保険料となります。保険料の詳細は、7月に送付予定の「平成24年度後期高齢者医療保険料決定通知書」に記載します。



※注 「総所得金額等」とは前年中の「公的年金等収入-公的年金等控除」、「給与収入-給与所得控除」、「事業収入-必要経費」などの合計額で、各種所得控除前の金額です。

◀ 保険料額の算出方法 ▶



○ 保険料軽減措置

同一世帯内(※注1)の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額(※注2)の合計額に応じて、左記のとおり均等割額が軽減されます。

◀ 軽減後の均等割額 ▶

◀ 軽減対象所得金額の合計額 ▶

「33万円以下」かつ、「被保険者全員が年金収入80万円以下でその他の所得がない」	9割軽減	均等割額 5,504円
33万円(基礎控除額)以下	8.5割軽減	均等割額 8,256円
「33万円 + 24.5万円 × 世帯主を除く被保険者数」以下	5割軽減	均等割額 27,522円
「33万円 + 35万円 × 被保険者数」以下	2割軽減	均等割額 44,036円

◀ 所得割額の軽減 ▶

所得割軽減割合	被保険者の総所得金額等
5割軽減	91万円以下(※注3)

◀ 被用者保険(※注4)の被扶養者であった人の軽減 ▶

均等割軽減割合	軽減後の保険料(年額)
9割軽減 (所得割額はかかりません)	5,504円

※注1 「世帯」とは、4月1日時点の世帯(年度途中で75歳になる人、県外から転入した人などは、その時点)が基準となります。

※注2 「軽減対象所得金額」とは、基本的には総所得金額と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入-公的年金等控除-15万円」となるなど、例外があります。

※注3 ㉞年金受給時満65歳以上で年金収入のみ211万円以下の場合です。

※注4 「被用者保険」とは、全国健康保険協会管掌保険、組合管掌保険、船員保険、共済組合をさします。国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

○ 保険証の更新

後期高齢者医療被保険者証(保険証)が更新されます。現在発行している保険証の有効期限は7月31日までとなっています。有効期限が過ぎた保険証は無効となりますのでご注意ください。なお、8月1日から使える新しい保険証は7月下旬に発送予定となっています。



現在発行している後期高齢者医療被保険者証の有効期限は7月31日まで。